

向日市まつり'77

キャッチフレーズは

◆前夜祭にご招待◆
向日市まつり実行委員会では、前夜祭の催し物「上方落語会」に、市民の方をご招待します。
入場ご希望の方は、次の要領でお申し込み下さい。
▽対象 市内在住の中学生以上の方
▽申込み方法 官製の往復はがきに、住所・氏名・年齢を記入のうえ、「向日市まつり前夜祭入場希望」と書いて、左記までお送り下さい。
(ただし、一通につき一名)
〒617 向日市寺戸町中野20
向日市役所企画課内 向日市まつり実行委員会事務局
▽定員 三百五十名
▽申込み期間 10月1日～7日(ただし、この期間内でも定員に達しだい締め切ります)

桂米朝公演に

あなたをご招待

◆その他 入場整理券の発行は、返信用はがきをもってかえさせていただきます。10月15日頃に発送予定です。
◆おまつりひろば◆
おまつりひろばの参加者を募集しています。このひろばは市民のみならずのひろばです。どしどしご参加下さい。
▽市民参加コーナー
趣味の手芸の展示・指導、自慢の盆・秋の展示、不用品の交換など
▽舞台への出演者
バンド、フォークグループなど
▽募集期間
10月1日～15日
▽申込み先・お問い合わせ
〒617 向日市寺戸町中野20
向日市役所企画課内 向日市まつり実行委員会事務局
電話 九三二一一一一(内線二七七七)
申込み用紙は事務局にあります。



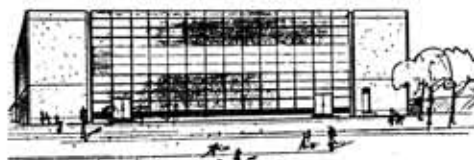
五万人のふれあい

すでに先月号でもお知らせしましたとおり、向日市まつり実行委員会では、この十一月に向日町競輪場一帯を会場として、「向日市まつり」を開催します。
このまつりは、市民生活にうるおいをよみがえらせ新しいふるさとづくりへの意識をめばえさせ、心のふれあいを通じて、産業や文化の一層の発展を願いつつ開催するものです。
▽向日市まつりの概要
△前夜祭▽
▽とき
11月4日(金) 午後6時～9時
▽ところ
市民会館ホール
▽内容
◆商工業従事者の功労者表彰
◆農産物品評会表彰
◆上方落語会による落語(出演 桂米朝・露乃五郎・桂春蝶・桂千朝)
◆市民文化祭コーナー(次ページに掲載)
◆市民参加コーナー
◆農産物品評会表彰
◆農産物即売コーナー
◆おもちつきコーナー
◆市民文化祭コーナー(次ページに掲載)
◆商工コーナーの開設
◆商工業製品の展示即売飲食コーナー
◆建築相談所の開設
◆その他
◆農産物品評会表彰
◆農産物即売コーナー
◆おもちつきコーナー
◆市民文化祭コーナー(次ページに掲載)

体育館を建設

同時に校舎増築も

第5向陽小



教育施設の整った学校で人間性豊かな、のびのびした子どもを育てようとするため、毎年、学校施設の整備に取組んでいます。
今年度は、すでに八月から第4向陽小学校の管理棟増築工事が行われていた増築工事が行われています。先月末から、新しく第5向陽小学校の体育館と校舎増築工事がはじまりました。

内部には、バレーボールコート、ボートの施設のほか、ステージ、ロッカー室、器具庫、便所、二階には卓球室やギャラリも設けてあります。
また、体育館建設と並行して、校舎増築工事も行われています。

新校舎は、普通教室八教室をつくるもので、鉄筋コンクリート造四階建てで、建物延べ面積六百五十八平方メートル、工事費五千八百四十万円。
体育館、新校舎の完成は、いずれも来年三月末の予定です。

支払い日は11日

児童手当(国の制度) 児童手当(市の制度)の十月期払(六、九月)の支払いを行います。
口座振込利用の方は各金融機関へ、窓口払い利用の方は市会計課までお越し下さい。支払日は、十月十一日(火)です。
詳細は、社会福祉課児童福祉係まで。内線二六八

このまちふるさとわが兄妹

トピックス



秋
です
「秋いよいよ本番」
「スポーツの秋・味覚の秋・読書の秋」と、秋にはいろいろな形容詞がつかわれます。
まちは並みの木立も色づき、目にもあざやかな季節となりました。
あなたのおまわりにも、秋が、



読書の秋にちびっ子でいっぱい
それ引けワッショイ、綱引きだ

子宮がん検診の申込み

子宮がん検診の申込みを下記のとおりに受け付けます。
お年寄りの方も誘いのうえ、申し込んで下さい。

- ▽対象 満30歳以上の婦人(約1,700名)
- ▽申込み期間 10月27日(木)～11月2日(水)
午前9時～正午 午後1時～4時
- ▽申込み場所 市役所玄関ロビー

なお、電話による申込みは受け付けません。
ただし、代理の方の申込みには応じます。そのときには、住所・氏名・年齢・生年月日・世帯主名・電話番号が必要ですので、ご用意下さい

- ▽検診の方法 京都府・京都市内の名指定医療機関にて一般診察と細胞診の検査
- ▽検診期間 医療機関の混雑をさけるため、次のように、申込み順に人数割をします。
◎11月1日～30日 受診番号800まで
◎12月1日～20日 受診番号1300まで
◎1月16日～31日 受診番号1600まで
◎2月1日～15日 受診番号1600以上
- ▽費用 無料
- ▽お問い合わせ 市保健予防課(内線232)

お知らせコーナー

向日市道路占用徴収条例が全面改正され、昭和52年10月1日より施行されます。この条例は市が管理する道路を占用した場合に道路法に基づいて占用料を徴収することなどを決めたものです。道路上もしくは上空、および地下を占用しようとする場合は、事前に、市役所土木課へ届け出て下さい。

- (例) 1、広告塔、看板、標識、旗さお等を道路上に設置する場合および工事用仮囲いをする場合。
- 2、道路を掘さくし、埋設管を布設する場合等。
- 3、その他道路を占用する場合。

なお詳しいことについてのお問い合わせは下記まで。
向日市役所土木課 (内線262)